

第3 給与条例適用職員関係（手当）

1 給料の調整額

職務の複雑，困難若しくは責任の度又は勤務の強度，勤務時間，勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職を占める職員に対し，給料の一部として，給料月額額の100分の25を超えない範囲内で支給する。

条例第8条

(1) 支給範囲

別表第1の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の職員欄に定める職員

規則7—16第1条

(2) 支給額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{調整基本額} \\ \hline \text{(別表第2)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{調整数} \\ \hline \text{(別表第1)} \\ \hline \end{array}$$

規則7—16
第2条，第2条の2

- (注) 1 調整基本額が給料月額額の100分の4.5を超えるときは，給料月額額の100分の4.5に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額）とする。
- 2 給料の調整額について，その額に1円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額とする。
- 3 給料の調整額が給料月額額の100分の25に相当する額を超えるときは，給料月額額の100分の25に相当する額とし，その額に1円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額とする。

(3) 支給方法

その職員の給料月額額に加え，給料の支給方法に準じて支給する。

規則7—0
第5条の3
昭和41年通知
第164号

別表第1 適用区分表

勤務箇所	職員	調整数
保健福祉部薬務課	麻薬取締員	3
水産林政部水産業振興課	(1) 漁業取締船に乗り組む船長及び機関長	2.5
	(2) 漁業取締船に乗り組んで行う船務に従事することを本務とする職員（(1)に掲げる職員を除く。）	1.5
環境放射線監視センター	環境放射能等の監視測定，測定方法に係る調査研究等に従事する職員	1
保健環境センター	病理細菌技術者	1
食肉衛生検査所	(1) と畜検査員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）	3
	(2) 病理細菌技術者	1
中央児童相談所	(1) 一時保護の業務に従事することを本務とする児童指導員（保健師，看護師及び准看護師を除く。）及び保育士	3
	(2) 一時保護の業務に従事することを本務とする児童指導員（保健師，看護師及び准看護師に限る。）	2

さわらび学園	(1) 児童自立支援専門員，児童生活支援員及び児童自立支援専門員助手 (2) 職業指導員	3
	(3) (1)及び(2)に掲げる職員以外の職員	1
家畜保健衛生所	(1) 家畜の病性鑑定の業務に直接従事することを本務とする獣医師	2
	(2) 家畜の診療又は家畜伝染病の予防若しくは防疫に関する業務に直接従事することを本務とする獣医師	1. 5
水産技術総合センター	(1) 漁業調査指導船に乗り組む船長及び機関長	2
	(2) 漁業調査指導船に乗り組んで行う船務に従事することを本務とする職員（(1)に掲げる職員を除く。）	1
特別支援学校	教育に直接従事することを本務とする職員	1
県立の中学校及び高等学校並びに市町村立の小学校，中学校及び義務教育学校	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条に定める特別支援学級を担当し，特別支援教育に直接従事することを本務とする職員 (2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条に規定する特別の教育課程による教育に直接従事することを本務とする職員 (3) (1)及び(2)に掲げる職員以外の職員（ <u>人事委員会</u> が定める職員(※)に限る。） ※ 県教育委員会の「学習支援室システム整備事業」の指定を受け，障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図る児童生徒に対し，個別指導計画に基づく専門的教育を行う学校に勤務する職員で，県教育委員会の指定により，当該教育に従事することを本務とする職員	1
宮城丸	(1) 海洋総合実習船に乗り組む船長及び機関長	2. 5
	(2) 海洋総合実習船に乗り組んで行う船務に従事することを本務とする職員（(1)に掲げる職員を除く。）	1. 5
警察航空隊	(1) 航空機の操縦業務に従事する職員	3
	(2) 航空機の整備業務に従事する職員	1
石巻警察署	(1) 警備艇に乗り組む船長及び機関長	2. 5
	(2) 警備艇に乗り組んで行う船務に従事することを本務とする職員（(1)に掲げる職員を除く。）	1. 5

別表第2 調整基本額表

イ 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1級	6,700円
2級	8,600円
3級	9,800円
4級	10,500円
5級	10,800円
6級	11,400円
7級	12,300円
8級	13,000円
9級	14,700円
10級	16,300円

ロ 公安職給料表

職務の級	調整基本額
1級	8,100円
2級	8,900円
3級	9,600円
4級	10,800円
5級	11,500円
6級	11,800円
7級	12,300円
8級	12,700円
9級	13,300円

ハ 教育職給料表(一)

職務の級	調整基本額
1級	9,100円
2級	11,300円
特2級	11,700円
3級	12,400円
4級	13,300円

ニ 教育職給料表(二)

職務の級	調整基本額
1級	8,600円
2級	11,100円
特2級	11,400円
3級	12,000円
4級	12,900円

ホ 研究職給料表

職務の級	調整基本額
1級	8,200円
2級	9,500円
3級	11,000円
4級	11,900円
5級	14,800円

ヘ 医療職給料表(一)

職務の級	調整基本額
1級	11,100円
2級	13,300円
3級	14,700円
4級	15,800円

ト 医療職給料表(二)

職務の級	調整基本額
1級	6,300円
2級	8,200円
3級	9,300円
4級	9,800円
5級	10,700円
6級	11,400円
7級	12,300円

チ 医療職給料表(三)

職務の級	調整基本額
1級	8,200円
2級	9,500円
3級	9,800円
4級	10,200円
5級	10,600円
6級	11,800円